

財務省告示第二百六十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年七月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年八月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 法律及びその条項及びその適用等 一年及び附則第七十六條第一項、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に財務大臣が行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場

六					五																			
イ					イ																			
発					方募																			
価格競争額	行争入札発	非争入札発	者・特別参加	国債市場	行争入札発	非争入札発	者・特別参加	国債市場	札発競争入	入札競争	価格競争	法入決定												
額面金額で一兆八千八百七十七億			込募限度額の範囲内において各申	各国債市場特別参加者ごとの応			込募限度額の範囲内において各申	各国債市場特別参加者ごとの応	割り当て。特別参加者ごとの応	各申込みの応募額を案分により	当てる。応募額を順次割り	も申込みのうち応募価格の高い	各申込みのうち応募価格の高い	争入札発行「という。」	市場特別参加者・以下「国債	るものによる発行（以下「国債	参加者ごとに応募限度額を定め	て、財務大臣が各国債市場特別	した後に「行われる入札であつ	び価格競争入札の募入の決定を	価格競争入札発行「という。」及	「国債市場特別参加者・以下	を定めるものによる発行（以下	場特別参加者ごとの応募限度額

		七 イ 払込金額				二				八 口				入札発行				
特別参加市場	国債市場	札発行	非競争入札	入札発行	価格競争	行争入札発行	非競争入札発行	者・第	特別参加市場	国債市場	行争入札発行	非競争入札発行	者・第	特別参加市場	国債市場	札発行	非競争入札発行	
円	千六百四十一億三千九百二十万	六百六十億二千四百二十九千	百五十八万三千五百六十	五兆八千三百三十五億千八百六十	一兆八千三百三十五億千八百六十				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六			円 うち、特別会計に関する法律第四十六 条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆七千八百八十四億千四百七十五万、同法附則第七十六
									特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六			た利付国債については、額面金額
									特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六			で千二百億八千五百二十五万
									特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六			た利付国債については、額面金額
									特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六			で千六百四十六億
									特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六			た利付国債については、額面金額
									特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六			で千八百億
									特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六				特別会計に関する法律第四十六	特別会計に関する法律第四十六			た利付国債については、額面金額

十三二

入札発行
利率
利過子
経過
の払込み

(一) 年一・五パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{35}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
も、ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式に
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時におい
て取得する者が非居住者又は
外国法人である場合には、前記
(一)の算式により算出した金額に
当該非居住者又は外国法人が
適用を受ける所得税の税率を
乗じた金額)を控除することが
できる。

十四 初期利子

平成十九年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
第二期以後の利子	毎半年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を払う。	平成二十四年六月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成十九年七月二十五日